

令和2年3月定例会月議会提出条例のあらまし

- 議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤の職員のうち、給料を支給される職員の公務災害補償等に係る補償基礎額について定めます。
 - (2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

- 議案第21号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 社会福祉法人指導監査専門員が、会計年度任用職員として任用される職に移行することに伴い、社会福祉法人指導監査専門員に係る報酬の規定を削ります。
 - (2) 特別職の非常勤の職員のうち、産業医その他の専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職にある職員の報酬について定めます。
 - (3) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第22号 大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 成年被後見人のうち、意思能力を有するものについて、印鑑の登録を受けることができることとします。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第23号 大東市立自転車・自動車駐車場条例
 - ・(1) 自転車等の駐車場における当該駐車場の管理時間等について、市民の駐車場の利用ニーズに合わせた効率的な管理を行うことができるよう、規則で定めることとします。
 - (2) 自転車等の駐車場に係る既存の条例を複合させ、新たな条例として制定するため、次に掲げる条例を廃止します。
 - ・大東市立自転車駐車場条例
 - ・大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場条例
 - ・大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場条例

(3) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第24号 大東市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 上下水道事業管理者の諮問機関として、大東市水道ビジョン策定委員会を設置します。

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

● 議案第25号 大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例

・(1) 大東市立まなび北新について、休館日が休日の場合の取扱いを変更します。

(2) 大東市立まなび北新及び大東市立まなび南郷について、営利を目的とする事業での使用ができることとします。

(3) 生涯学習ルームを本市内に在住等しない者が使用する場合及び営利を目的とする事業で使用する場合において、使用料を加算します。

(4) この条例は、令和2年4月1日から施行します（一部を除く。）。

● 議案第30号 大東市長の退職手当の特例に関する条例

・(1) 大東市長の退職手当を50パーセント減額することとします。

(2) この条例は、公布の日から施行します。